

別紙-3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」(平成 17 年環境省令第 28 号) 第 6 条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」に適合するため、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出開始地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

1. 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様は表 3.1 に示すとおりである。

なお、予定した使用船舶が変更になるような場合には、同等の船舶をもって代用することとし、本申請において実施した事前影響評価の内容と齟齬のないよう実施する。

表 3.1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕様	使用台数
浚渫	グラブ浚渫船	総トン数：1,342 トン グラブ容量：(軟土用) 20m ³ (硬土用) 9m ³	1
運搬	土運船(底開式)	最大積載容量：700m ³	2
	押船	総トン数：19 トン	1

注) 土運船は 1 隻ずつ使用し、2 隻同時に排出はしない。

2. 排出手順

- ①汚濁防止枠を装備した浚渫船(図 3.1 参照)により、須崎港の自社バース前面の浚渫区域(別紙-1 の図 1.1 参照)の海底を掘削し、横付けした土運船に浚渫土砂を積み込む。浚渫する位置は GPS(衛星測位システム)を用いて浚渫範囲内であることを確認・記録する。
- ②浚渫した土砂を土運船に積み込んだ後、押船とともに出港する(土運船は 1 隻ずつ使用し、2 隻同時に排出はしない)。なお、1 回の海洋投入(浚渫する海域⇄運搬・排出)に要する時間は 2.5 時間程度である。
- ③土運船及び押船の位置を GPS により確認しながら、排出海域の海上に停船する。
- ④排出は図 3.2 のイメージに示すように、土運船の船底を開けて行う。排出に要する時間は 10 分程度である。排出海域に到着後、排出終了までの船の位置は GPS により記録し、その記録は廃棄物処理記録簿に記載する。
- ⑤排出量はポールスタッフ等を使用して、船倉内を検尺することによって確認し、廃棄物処理記録簿に記録する。また、排出開始時及び終了時に GPS により座標値を読

- み取り、当該排出海域であることを確認、記録する。
- ⑥須崎港に帰港。

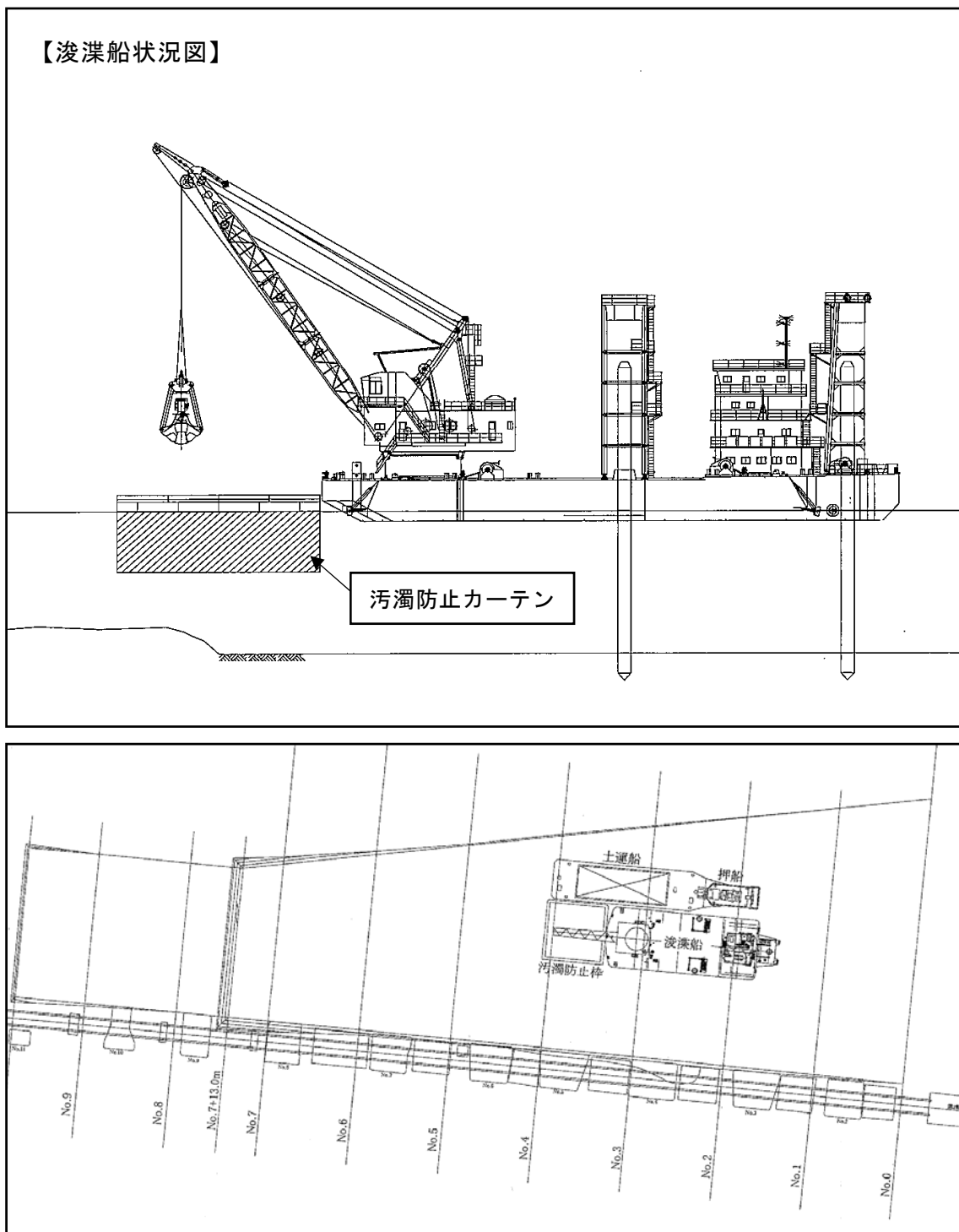


図 3.1 浚渫土砂の浚渫イメージ

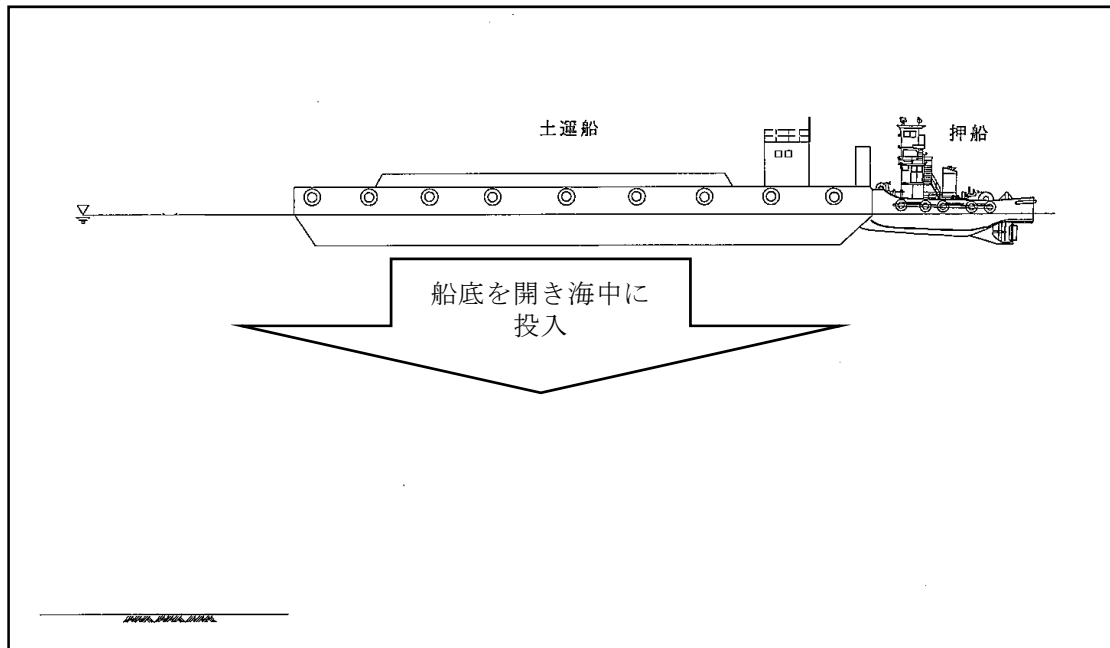


図 3.2 浚渫土砂の海洋投入イメージ

3. 排出回数（頻度）

排出海域への 1 回あたりの排出量は 700m^3 であり、排出回数は波浪、待機等を考慮して、海洋投入回数を 2 日で 5 回予定している。

排出の回数は、必要浚渫量 ($49,120\text{m}^3$) 及び 1 回あたりの排出量 (700m^3) から、 $49,120\text{m}^3 / 700\text{m}^3 \doteq 71$ 回を計画している。

なお、排出の回数は 1 回の投入量を最大として算出しているが、気象海象条件により積込量を減ずる場合は、排出回数は上記より増加する。